

原子力発電所の運営状況について

2024年1月9日
関西電力株式会社

当社の原子力発電所における運営状況について、以下のとおりお知らせします。

1. 運転状況について（2024年1月8日現在）

発電所		電気出力 (kW)	運 転 状 況	備 考
美 浜 発 電 所	3号機	82.6万	第27回 定期検査中 2023年10月25日～2024年2月中旬予定	美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について 詳細は3(3)のとおり
高 浜 発 電 所	1号機	82.6万	運転中	
	2号機	82.6万	運転中	
	3号機	87.0万	第26回 定期検査中 2023年9月18日～2024年1月下旬予定 (調整運転中)	
	4号機	87.0万	第25回 定期検査中 2023年12月16日～2024年4月下旬予定	
大 飯 発 電 所	3号機	118.0万	運転中	
	4号機	118.0万	運転中	

<運転期間の延長に係る申請を実施中のプラント>（2024年1月8日現在）

発電所名	申請	申請日
高 浜 3、4号機	運転期間延長認可申請（運転期間60年）※	2023.4.25
	保安規定変更認可申請（高経年化技術評価など）	2023.4.25

※現行の原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

2. 廃止措置の状況（2024年1月8日現在）

発電所名	廃止措置の状況
美浜1号機	・2次系設備の解体撤去作業中（2018.4.2～） ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中（2022.10.24～）
美浜2号機	・2次系設備の解体撤去作業中（2018.3.12～） ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中（2022.10.24～）
大飯1号機	・2次系設備の解体撤去作業中（2020.4.1～） ・第3回 定期事業者検査中（2024.1.4～2024.7月中旬予定）
大飯2号機	・2次系設備の解体撤去作業中（2020.4.1～） ・第3回 定期事業者検査中（2024.1.4～2024.7月中旬予定）

3. トラブル情報等について

(1) 法令に基づき国に報告する事象（安全協定の異常時報告事象にも該当する事象）なし

(2) 安全協定の異常時報告事象なし

(3) 保全品質情報等

発電所名	美浜発電所3号機	発生日	2023年12月18日
件名	美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について		
事象概要 および 対策等	<p>美浜発電所3号機（第27回定期検査中）は、12月9日から燃料油移送ポンプ^{※1}の点検を実施していました。 本作業は燃料装荷開始までに完了させる作業計画となっておらず、12月17日に燃料装荷を開始して以降も作業を継続していました。 このため、燃料装荷の開始以降、保安規定に定めるポンプの台数を確保できなくなったことから、12月18日12時20分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態であると判断しました。 その後、燃料油移送ポンプの点検作業を完了し、動作可能な状態に復旧したことから、同日18時00分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。 プラントの状況に異常はなく、本事象による環境への放射能の影響はありません。</p> <p>※1 重大事故等発生時において、燃料油貯蔵タンクの燃料油を空冷式非常用発電装置等に移送するための手段の一つとして使用するポンプ。 ※2 運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。</p> <p style="text-align: right;">（2023年12月18日 お知らせ済み）</p> <p>同点検は、「計画的に運転上の制限外に移行させる作業」（以下、制限外作業）として、燃料装荷開始までに完了させることが保安規定で要求^{※3}されていますが、そのような作業計画となっていなかったため、その原因を調査しました。 調査の結果、工事所管課が燃料装荷開始までに完了させることになっていない同点検の作業工程を策定し、定期検査工程を検討する社内会議（以下、工程会議）において、是正がされないまま、定期検査工程が決定されていました。工程会議で同点検の作業期間の妥当性を確認する必要があったにもかかわらず、是正がされなかった原因は、同点検が別の社内会議に付議されており、改めて確認する必要がないと思いついたためであると分かりました。 このため、対策として、制限外作業期間の妥当性確認を工程会議の項目として明確化します。 また、工事所管課に対しては、制限外作業期間を決定する際には、定期検査工程を確認し、整合性の取れた作業工程を作成することを徹底するよう周知します。</p> <p>※3 保全計画に基づき定期的に行う点検・保守作業のうち、運転上の制限外への移行措置を伴うもの。作業実施に必要な措置、実施可能な期間については保安規定に定められており、保安規定に従って作業を実施する場合、運転上の制限の逸脱とはならない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

発電所名	美浜発電所3号機	発 生 日	2023年12月23日
件 名	美浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について		
事象概要 および 対応等	<p>美浜発電所3号機（第27回定期検査中）は、2023年12月23日、13時44分に77kV受電保護リレー動作の警報^{※1}が発信し、予備変圧器のしゃ断器が開放しました。このことにより、予備変圧器を経由した外部からの受電ができない状態となったため、同日13時45分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態であると判断しました。</p> <p>原因は、他社の送電線の一部で停電が発生したことによるものです。その後、送電線が復旧して予備変圧器に異常がないことを確認したことから、14時23分にしゃ断器を投入し、14時28分に保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰しました。</p> <p>プラントの状態に問題はなく、本事象による環境への放射能の影響はありません。</p> <p>※1 過大な電流など送電線の異常から予備変圧器を保護するために働く安全装置が動作したこと示す警報。 ※2 運転上の制限とは、安全機能を確保するために必要な機器（ポンプ等）の台数や、原子炉の状態毎に遵守すべき温度や圧力の制限を定めているもの。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に措置を行うことが必要。</p> <p style="text-align: right;">（2023年12月23日 お知らせ済み）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		

以 上